

## 平成29年第2回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成29年6月8日(木曜日) 午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号 平成28年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について (町長提出)
- 日程第 2 報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について (町長提出)
- 日程第 3 承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について (町長提出)
- 日程第 4 議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について (町長提出)
- 日程第 5 議案第2号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算(第1号)の議決について (町長提出)
- 日程第 6 議案第3号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の議決について (町長提出)
- 日程第 7 議案第4号 馬頭小学校校舎大規模改修工事(管理棟・普通教室棟)請負契約の締結について (町長提出)
- 日程第 8 議案第5号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (町長提出)
- 日程第 9 発委第1号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について (議会改革特別委員長提出)
- 日程第10 発委第2号 議員の派遣について (議会運営委員長提出)
- 日程第11 請願第1号 馬頭処分場への放射性廃棄物の搬入反対決議に関する請願について (教育民生常任委員長報告)
- 日程第12 陳情第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情について (教育民生常任委員長報告)

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発委第3号 馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議について (教育民生常任委員長提出)

追加日程第2 発委第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について  
(教育民生常任委員長提出)

出席議員（12名）

1番	鈴木 繁 君	2番	石川 和美 君
3番	佐藤 信親 君	4番	益子 輝夫 君
5番	大森 富夫 君	6番	益子 明美 君
7番	大金 市美 君	8番	岩村 文郎 君
9番	川上 要一 君	10番	阿久津 武之 君
13番	小川 洋一 君	14番	塚田 秀知 君

欠席議員（1名）

12番 石田 彬良 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	福島 泰夫 君	副 町 長	岡 由樹夫 君
教 育 長	小川 浩子 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	山 口 守 君
総 務 課 長	橋本 民夫 君	企 画 財 政 課 長	佐 藤 美 彦 君
税 務 課 長	笹 沼 公 一 君	住 民 課 長	薄 井 桂 子 君
生 活 環 境 課 長	大 武 勝 君	健 康 福 祉 課 長	立 花 喜 久 江 君
子 育 て 支 援 課 長	稲 澤 正 広 君	建 設 課 長	穴 山 喜 一 郎 君
農 林 振 興 課 長	坂 尾 一 美 君	商 工 観 光 課 長	板 橋 了 寿 君
総 合 窓 口 課 長	藤 田 善 久 君	上 下 水 道 課 長	田 代 喜 好 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 森 新 一 君	学 校 教 育 課 長	薄 井 健 一 君
生 涯 学 習 課 長	益 子 雅 浩 君		

職務のため議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長	高 林 伸 栄	書 記	岩 村 房 行
書 記	長 家 佳 奈 子	書 記	村 上 明 美

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（塚田秀知君） ただいまの出席議員は12名であります。

欠席届が12番、石田彬良君から出されております。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（塚田秀知君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しましたとおりでありますので、ごらん願います。

---

◎報告第1号の上程、報告

○議長（塚田秀知君） 日程第1、報告第1号 平成28年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

6月6日、7日と定例会、一般質問、本当に貴重なご提言等ありがとうございました。本日は最終日でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程されました報告第1号 平成28年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明を申し上げます。

平成28年度繰越明許費については、去る3月定例会において繰越明許費として議決いただいたもので、馬頭小学校施設整備事業や産地パワーアップ事業など10事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を議会に報告するもので

す。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

平成28年度那珂川町一般会計繰越明許費繰越計算書をごらんください。

その内容であります。2款総務費、1項総務管理費、庁舎整備事業は山村開発センター第2期解体工事請負費として1,756万円を繰り越したもので、その財源は一般財源が1,756万円となりました。

4項戸籍住民基本台帳費、個人番号カード交付事業は地方公共団体情報システム機構への事務委任に係る負担金として138万8,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が138万8,000円となりました。

3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金事業は低所得者への給付金事業費として5,582万1,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が5,582万1,000円となりました。

5款農林水産業費、1項農業費、産地パワーアップ事業は白久地内に建設中のライスセンターに係る補助金として2億6,934万9,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が2億5,103万円、一般財源が1,831万9,000円となりました。同項、畜産振興事業は畜産担い手育成総合事業補助金として310万1,000円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が310万1,000円となりました。同項、農業基盤整備促進事業は小砂地区の農道整備に係る経費を繰り越したもので、平成28年度3月補正予算において定めた繰越明許費は3,695万8,000円でありましたが、事業費確定により3,530万5,000円を繰り越し、その財源は国庫支出金が2,647万8,000円、地方債が500万円、一般財源が382万7,000円となりました。

7款土木費、2項道路橋梁費、地方道路交付金事業は橋梁長寿命化事業に係る業務委託料として950万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が540万円、一般財源が410万円となりました。

9款教育費、2項小学校費、馬頭小学校施設整備事業は大規模改修工事に係る経費として4億8,800万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が1億3,867万9,000円、地方債が2億5,700万円、一般財源が9,232万1,000円となりました。同項、馬頭東小学校施設整備事業はエアコン設置工事に係る経費として2,980万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が697万6,000円、地方債が1,400万円、一般財源が882万4,000円となりました。同項、

小川小学校施設整備事業はエアコン設置工事に係る経費として4,100万円を繰り越したもので、その財源は国庫支出金が1,103万8,000円、地方債が1,900万円、一般財源が1,096万2,000円となりました。

以上で繰越計算書の報告を終わります。

○議長（塚田秀知君） 以上で、報告第1号を終わります。

---

### ◎報告第2号の上程、報告、質疑

○議長（塚田秀知君） 日程第2、報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告についてを議題といたします。

本件について報告を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました報告第2号 株式会社まほろばおがわ経営状況の報告について説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわの経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、議会に報告するものです。

平成28年度第16期株式会社まほろばおがわの経営状況の概要は、第15期と比較いたしますと、入館者数は0.6%増加し、売上高も3.7%増加しました。売上高及び営業外収益の合計は1億75万7,000円となりましたが、売上原価、販売費及び一般管理費、法人税等を差し引いた収支は利益を生むことができず、当期純損失は519万9,000円となりました。今後さらにリピーター率をふやし、何度も施設に足を運んでいただけるよう会社とも連携を密にして、入浴や宿泊施設、飲食店等の融合と工夫を凝らしながら経営改善に努めてまいりたいと考えております。

なお、経営状況の詳細につきましては、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 商工観光課長。

○商工観光課長（板橋了寿君） 補足説明を申し上げます。

株式会社まほろばおがわは、温泉施設及び宿泊施設、飲食店、食料品店、物産品店等の経

営、不動産の管理業務等を行っております。

会社の経営状況につきまして、第16期定期株主総会決算報告並びに事業計画書をごらんください。

まず、4ページをごらんください。

4ページの貸借対照表の内訳は、資産の部、現金・預金、売掛金等の流動資産金額は6,923万3,616円、機械等の固定資産の金額は716万5,367円で、資産の合計金額は7,639万8,983円です。

続きまして、負債の部、買掛金等の流動負債合計額は874万3,680円です。

次に、純資産の部、資本金は3,000万円、利益剰余金は3,765万5,303円で、うち繰越利益剰余金については7ページのほう、ごらんいただいでよろしいでしょうか。

7ページですが、株主資本等変動計算書のとおり、当期首残高繰越利益剰余金マイナス714万4,801円から、さらに当期純損失519万9,896円を差し引いたマイナス1,234万4,697円を当期末繰越利益剰余金として計上しております。

また、すみません、4ページに戻ります。

負債の部、純資産の部の合計は7,639万8,983円であります。

続きまして、5ページに入ります。

5ページの損益計算書の内訳ですが、売上高は1億50万3,738円で、うち入場料は4,975万2,000円であります。これから売上原価1,900万8,221円、販売費及び一般管理費8,674万48円を差し引くと524万4,531円の営業損失となり、営業外収益25万4,135円を加えると499万396円の経常損失で、法人税等を差し引きまして519万9,896円の当期純損失となりました。

次、6ページになります。

6ページは販売費及び一般管理費の内訳で、人件費4,089万8,310円、経費4,584万1,738円で、合計8,674万48円であります。

次に、7ページになります。

7ページは先ほど申し上げましたが、株主資本等変動計算書の内訳でございます。

次に、8ページ、9ページでございますが、8ページ、9ページは個別の注記表でありまして、次に10ページになりますが、10ページは役員、監査結果について記してありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

11ページからは、よろしいですか、平成29年度第17期の事業計画であります。

事業計画（1）年間入場者目標は温泉施設のPRと施設内のサービス等を向上させること

で12万5,000人と定めております。

(2) 年間収支計画でございますが、13ページ、それから14ページでは、第17期の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業外収益の目標を定めておまして、当期純利益を出す計画となっております。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（塚田秀知君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告第2号を終わります。

---

#### ◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第3、承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律等が平成29年3月31日に公布されたことにより、原則として平成29年4月1日から施行されることとなりました。これに伴いまして、那珂川町税条例についても所要の改正を行う必要が生じたため、平成29年3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により議会にご報告申し上げ承認を求めるものであります。

今回の改正の概要であります。個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税関係で課税の特例期限の延長や、軽自動車税のグリーン化特例の見直しなどによる改正であります。内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、承認賜りま

すようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 税務課長。

○税務課長（笹沼公一君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案書に添付してあります参考資料、那珂川町税条例の一部を改正する条例の改正概要により説明いたしますのでごらんいただきたいと思っております。

1の改正理由であります、平成29年3月31日にそれぞれ公布されました地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則の一部を改正する省令につきましては、一部を除き原則として同年4月1日から施行されました。これに伴い、那珂川町税条例の一部について所要の改正を行うものであります。

2の改正する条例名であります、那珂川町税条例及び平成26年及び平成28年に改正しました那珂川町税条例等の一部を改正する条例となります。

3の改正内容等であります、最初に本則の改正ということで、条例第33条は個人住民税の所得割の課税標準で特定配当等、特定株式等譲渡所得金額に係る所得について提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して町長が所得税と異なる課税方式により個人住民税を課することができることを明確化したものです。平成29年度以後の年度分の個人住民税について適用となります。

次に、条例第34条の9は配当割額または株式等譲渡所得割額の控除で第33条の改正に伴う所要の規定の整備を行うものです。条例第48条は法人の町民税の申告納付で延滞金の計算の基礎となる期間に係る規定の整備を行うものです。新条例第48条第3項及び第5項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第48条第3項に規定する納期限が到来する延滞金について適用となります。

続いて、第50条は法人の町民税に係る不足税額の納付の手續です。当初、申告書の税額を減額更正した後に増額更正をした場合の増差税額に係る延滞金の計算の基礎となる期間について規定の整備を行うものです。

2ページに移りたいと思っております。

第61条は固定資産税の課税標準で、法349条の3の4に震災等により滅失した償却資産の代替特例の規定が追加されたことに伴い規定の整備を行うものです。平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用となります。第63条の2は、住居用超高層建築物に係る税額の案分方法について現行の区分所有に係る家屋と同様に区分所有者全員の協議による補正方法



の申し出について規定の整備を行うものです。

次に、第63条の3ですが、震災等により被災した区分所有家屋の用に供していた土地について被災市街地復興促進地域に定められた場合には、被災後4年間同様の扱いを受けられるよう規定の整備を行うものです。第74条の2は、被災住宅用地の申告で被災住宅用地の特例を受けるための規定です。被災市街地復興促進地域に定められた場合には、被災後4年間特例を受けられるよう常設規定の整備を行うものです。

続いて、附則第5条は個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で控除対象配偶者の定義の変更に伴う規定の整備を行うものです。平成31年度以後の年度分の個人住民税について適用となります。附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、適用期限を平成33年度まで3年間延長するものです。附則第10条は、読みかえ規定で法律改正に伴う改正となります。

3ページに移ります。

附則第10条の2の改正は、わがまち特例の項目の追除及び項ずれによる規定の整備を行うものです。附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で耐震改修、省エネ改修が行われた認定長期優良住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者が提出する申告書について規定の整備を行うものです。平成28年4月から増改築に係る長期優良住宅の認定制度が開始されたことに伴い特例を創設するものです。

附則第16条は、軽自動車税の税率の特例で軽自動車税のグリーン化特例経過について適用期限を2年延長するもので、平成29年度と平成30年度の取得者が対象となります。附則第16条の2は、軽自動車税の賦課徴収の特例で燃費不正などにより経過の適用が変わり税額の不足が生じた場合の対応について規定の整備を行うものです。グリーン化特例の対象者において、メーカーなどの不正があった場合は、メーカーを所有者として課税を行うとしたものです。附則第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例で、条例第33条の改正趣旨と同じで町長が課税方式を決定できることを明確化したものです。平成29年度以後の年度分の個人住民税について適用となります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例です。適用期限を平成32年度まで3年間延長するものです。

附則第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例です。条例第33条の改正趣旨と同じで、町長が課税方式を決定できることを明確化したもの

です。

4 ページに移ります。

附則第20条の3は、条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例です。条例第33条の改正趣旨と同じで、町長が課税方式を決定できることを明確化したものです。

改正附則につきましては、第1条が施行期日、第2条から第4条までが経過措置について、第5条及び第6条は平成26年5月及び平成28年6月に承認をいただきました那珂川町税条例等の一部を改正する条例の一部改正であります。これらの改正は法律名や法律番号の整理のためのものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

承認第1号 那珂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第4、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とい

たします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められております。現在、ご活躍いただいております大金典夫氏は本年9月30日をもって現在の任期が満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦したいと存じます。

大金典夫氏は平成26年10月1日から1期3年間大変熱心にその職責を果たしてこられました。また、地域においても人望厚く、人格、識見とも申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに現在当町の人権擁護委員は長山宣弘氏、渡邊恵子氏、藤田悦子氏、石川周一氏、薄井秀雄氏、川俣まゆみ氏と今回お願いいたします大金典夫氏の7名であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号～議案第3号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第5、議案第2号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決について、日程第6、議案第3号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について、以上2議案は関連がありますので一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号及び議案第3号、平成29年度一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は住宅の耐震化を促進するための木造住宅耐震改修等事業のほか、町立馬頭西小学校の統廃合のための準備に要する経費など1,560万円を計上するものであります。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は81億6,560万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。総務管理費及び前期高齢者納付金に120万円を計上するもので、その財源は国庫支出金のほか前期高齢者交付金を充てることといたしました。これにより、補正後の歳入歳出予算の総額は25億4,120万円となりました。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤美彦君） 補足説明申し上げます。

一般会計補正予算書の8ページをごらんください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により歳入からご説明いたします。

15款県支出金、2項6目土木費県補助金の補正額は300万円の増で、木造住宅耐震改修等事業に係るものであります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は1,010万円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、5項4目雑入の補正額は250万円の増で、財団法人自治総合センターコミュニティ事業助成金であります。

9ページ、歳出に入ります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は900万円の増で、木造住宅耐震改修等事業費は木造住宅の耐震、建てかえに対する補助金であります。

9款教育費、2項1目学校管理費の補正額は300万円の増で、小学校統廃合準備費は町立馬頭西小学校の統廃合に伴う準備に要する費用。

4項4目文化費の補正額は250万円の増で、文化振興費は大内祭囃子保存会へのコミュニティ助成事業補助金。

5項1目保健体育総務費の補正額は110万円の増で、体育振興費は小川那珂クラブスポーツ少年団、小川卓球スポーツ少年団、馬頭ウイングスポーツ少年団、馬頭ラッキースポーツ少年団の全国大会及び関東大会出場への補助金であります。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

4款国庫支出金、2項2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金は35万円を補正するもので、平成30年度からの国民健康保険制度の改正に伴う事業報告システムの改修に対する国庫補助金です。

6款前期高齢者交付金、1項1目前期高齢者交付金は85万円を補正するもので、平成29年度前期高齢者交付金の概算額の通知により補正するものです。

9ページ歳出に入ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は35万円の増で、平成30年度の国保制度改正に伴い事業報告システムに新たに必要となる情報に係る報告結果項目を追加するために、システム改修業務を行うものです。

4款前期高齢者納付金、1項1目前期高齢者納付金の補正額は85万円の増で、平成29年度の概算交付金及び納付金の算定率等が確定したことにより、納付金が増額となったため補正するものです。

以上で、一般会計及び国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑に当たっては会計名及びページ番号をお知らせください。

質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 9ページの教育費について伺います。

小学校統廃合準備費として300万円計上したわけですがけれども、この内容として需要費、役務費、委託料、負担金補助及び交付金ということでなっておりますけれども、この区分ごとの節について説明をお願いします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） それでは、今回の補正の各内容について重立ったものについて説明をさせていただきます。

まず、消耗品費等につきましては、特に金額が大きいものについては、運動着等の支給も想定されますので、それが一番金額的には大きいということがございます。それから、印刷製本費等についてはしおり等の印刷ということで10万円ということで。それと、消耗品等につきましては120万円ということでトータル、そのほかにもございますけれども、考えております。

それから、委託料としまして、引っ越しに関する業務委託、これ外注になります。その委託料につきまして今、ピアノ等も含めてということになりますけれども、80万円ということで組ませていただいております。

それから補助金、トータル80万円につきましては、特に大きい金額といたしましては、閉校記念誌の印刷等が50万円ということで計上させていただいております。この額につきましては、小川地区の統合のときの事例、それから武茂、健武、和見が馬頭小に統合したというときの事例等参考に積算をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 運動着の支給というのは、ちょっと、これは準備費用ですから西小学校の児童ということなのか。予備的な運動着の用意をしておくとか、その内容につきまして10万円、お聞きしたいと思っています。委託料の80万ですがけれども、引っ越し費用という

ことで、事務関係の引っ越し等とか学校関係の引っ越し等、いろいろあるかと思うんですけども、この内容についても伺っておきたいというふうに思います。

基本的には、私、閉校に反対をいたしました。したがって、こういう地域住民あるいは保護者、父兄の方々の内情を鑑みましても、またそれに加えて1年間延期してほしいというのもきっちりした上で、既にこういう補正を組むということについては私は反対をするわけがあります。そういうことも含めまして、この内容につきまして再度伺っておきます。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 運動着等につきましては、先ほど言いました武茂、健武、和見の統合の際につきましても、ほかの統合の際につきましても統一されているジャージとかそういったものにつきましては、支給をしている経過がございます。また、業務委託料についても、閉校記念式の後にはいろいろ記念行事といいますか、そういったものもございまして、そういったことも含めて計上させていただきました。

なお、今月各部会の専門部会等の準備委員会、前にもお話ししましたがこれから協議させていただくということでございますので、その辺も含めて精査をして、状況に応じて、また金額的な対応もさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 準備費用としては、交流事業とか実際の融合していくための準備費用というのが必要かなと思ったんですけども、それが含まれていませんが、こういったのはまた補正でもって組んでいくような関係になるのか。実際の統合準備のための費用というのは、引っ越し費用、記念誌とかというのはそういうのわかりますけれども、実際にその間、この1年間準備していくための各費用というのがあると思うんですけども、それらが計上されていないのはどういうことなんでしょうか。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 今の、すみません、議員さんが言われている、実際必要なそのほかのもの、これから協議していく中で、当然必要なもの、というのも例えば通学関係でスクールバスの関係とか順次出てくるとは思いますけれども、それについては先ほどお話ししましたように、これから部会のほうで協議をさせていただくということで、この後また補正なり何なりで対応していきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 9ページの土木総務費の件で、木造住宅耐震改修等事業費等につきましては、さきの全員協議会で説明を受けて理解しているところでございますが、これについて所管である産業建設常任委員会に諮ってあるのかないか、この点について1点だけお伺いしておきたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 建設課長。

○建設課長（穴山喜一郎君） この事業につきましては、常任委員会のほうには説明のほうはしておりません。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 確かにね、このいい案件でございますので、この産業建設常任委員会というものがございますので、こういうところに1回諮って、もっとこう、いい案が出てくるどうか、私は説明の段階ではいい案だなというような感じではおりますけれども、やはりこういうのを常任委員会に諮って、細かい意見等を伺うというのもよろしいのではないかなというふうに考えますので、今後そのようによろしく願いたいなというふうに思いまして質問を終わりにします。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） ないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 私は、西小学校閉校することに強く反対をしてきました。地域から学校がなくなるということについては、非常にその地域の人たちからの非常に寂しさ、町長も寂しいということは述べられましたけれども、単にその感情ということだけではなくて、この学校のなくなるということについて、それに伴って各分野といいますか、地域におきましても影響というのは大きなものがあると思います。一層人口の減少に拍車がかかっていくというようなことにも見られてくると思います。現町長や教育長の責任というのは、歴史的にもこれが西小学校をなくしたということで記憶されてくるんだらうというふうに思います。私はこの学校統廃合に反対する立場から、既に町民の皆さんからも、そういう地域から学校がなく



なるということには、非常に今述べたような寂しさということではなくて、存続してほしいという気持ちの強さというものがありますから、そういうことを勘案しましても、この統合準備のためはまだ早いというふうに思いますので、私は反対の立場からそういう意見を述べまして討論としたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

議案第2号 平成29年度那珂川町一般会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（塚田秀知君） 起立多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号 平成29年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第7、議案第4号 馬頭小学校校舎大規模改修工事（管理棟・普通教室棟）請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 馬頭小学校校舎大規模改修工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

馬頭小学校大規模改修工事につきましては、昨年度に国の第2次補正予算の議決をいただ

き繰越事業として教育環境の整備に取り組んでいるところでございます。本工事を施行するために、一般競争入札により5月2日に開札を行い、応札した8社の中から落札候補者を決定し、5月8日に落札決定をいたしました。

その結果、2億7,630万5,040円で大田原市の七浦建設株式会社と契約を締結するものです。地方自治法第96条第1項第5号並びに那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 補足説明を申し上げます。

お手元の議案第4号をごらんをいただきたいと思います。

契約の目的、馬頭小学校校舎大規模改修工事（管理棟・普通教室棟）。契約の方法、一般競争入札。契約金額2億7,630万5,040円。契約の相手方、栃木県大田原市若草2—1059—1、七浦建設株式会社、代表取締役富塚 保です。

次に、参考資料をごらんください。

入札の経過ですが、4月7日に入札公告を行い、4月21日を締切日として入札参加申請を受け付けました。その後、5月1日を提出期限とし、郵便入札方式により入札を実施し、入札参加者2社の立ち会いのもと5月2日に開札を行いました。開札の結果は入札経過書一覧のとおりであり、最低入札者を落札者として資格書類の審査を行い、5月8日に七浦建設株式会社を落札者と決定いたしました。なお、本入札の予定価格は3億2,199万円であります。落札率は79.45%でした。仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日以内に当たる5月17日に締結いたしました。

裏面をごらんください。

次に、契約について説明します。

契約金額の内訳は、入札書記載金額2億5,583万8,000円に消費税相当額2,046万7,040円を加えた2億7,630万5,040円が落札価格となり、契約書記載金額となります。

工事個所は、那珂川町馬頭169番地です。

工事内容は、改修建物6棟、2,516.45平米で建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式を行うものです。

工期は議会の議決を得た日から3日を経過した日から、平成30年2月9日までであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 先ほどの説明の中で、一般競争入札ということになっておりますが、この対象範囲等についてお聞かせいただければなというふうに思いますので、お願いいたします。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 対象範囲等につきましては、担当課が私ども学校教育課ではございませんので、そちらのほうで一応お答えいたします。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 工事の担当課は学校教育課です。総務課のほうで入札を所管しておりますので、お答え申し上げます。

県内に本店を持つ事業所ということで、入札の条件を付してあります。

○議長（塚田秀知君） 3番、佐藤信親君。

○3番（佐藤信親君） 県内全域ということは、きのうの質問の中でも言いましたけれども、地元の企業をなるべく活用するような方向性でもってやるとすれば、エリアの指定、例えば那須烏山とかそういうふうなエリアを設定した一般競争入札。県の場合であっても、県北、県央、県南というふうに3分割しているような発注方法も見受けられますので、こんなちっぽけな町で県内全域でやるなんていうことになると、どうしても大手の建設会社に太刀打ちできない面もございませぬ。私も昔、消耗品の物品を購入する場合、町内の企業と、あと町外の事業所では取り扱える量によっては全然違うということもございませぬので、今後これからの入札においても、そういうエリアというものをある程度考慮すべきではないかなというように考えますので、その点についてお伺いして終わりにしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 金額に応じて応札をいただける事業者の数というのをおおむねの目安を設けてございます。そういう意味で、もし金額の数が県北地区もしくは南那須地区で足りるのであれば、そのような方向を今後考えてまいりたい。

ただ、一般競争入札ですから応札の申し込みがない限りは、この入札には参加できません。

今回は8社の応札希望がありました。見ていただくとわかるんですが、ほぼ県北地区になっていると思います。町内の業者さんも応札に参加をいただいております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） この入札参加業者及び入札書記載金額を見ますと、落札者と差が2,000円なんですね。この落札以外で次の順位の会社との差がわずか2,000円なんですね。2億5,583万8,000円と2億5,584万というわずか2,000円で落札する会社とできなかった会社というこういう差があるわけですけれども、この内容についてわかる範囲で説明できればしていただきたいということと、8社が応札されているわけですけれども、郵便で応札というか応募というか、それを求めたこの数、会社の数というのはどのぐらい出したのか、全て応札ということではないんだと思うんで、その点伺っておきたいと思います。

また、違う観点から、この請負契約につきまして、名称は馬頭小学校校舎大規模改修工事となっております。管理棟と普通教室となっておりますけれども、内容見ますと、私は西小学校の統合廃合も関連しているんかというふうにならざると思っていましたよ。ところが、一向に増築というのがないんですね。増築ないで全て改修ということになっているんで、その改修すれば全てその39名の、あるいは38名の児童、現在から概算で言っているわけなんですけれども、来年度はどういうふうに変化する確定するのはわかりませんが、その収容人員のことで関係して伺っているわけですけれども、これは……。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

関係のない質問は差し控えていただきたいと思います。

○5番（大森富夫君） 関係ありますから大丈夫です。

○議長（塚田秀知君） 関係ないでしょう。

○5番（大森富夫君） いや、あるんですよ。

改修がそれは全て妥当なのかどうかということなんですよ。

増築をしないで済ませて、その全て改修ということで、この名称はそういうことになっているんで伺っているわけなんですけれども、それを伺っておきます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 私のほうからは入札の関係をお答えさせていただきます。

まず2,000円の差、これは競争原理に基づいて応札をした方が入札をした金額です。私ど

ものほうでその金額をどうこう言うものではないと思っております。

それから、一般競争入札ということの根本をご理解いただいていないのかと思うんですが、私のほうでは該当業者には通知を差し上げておりません。公告並びに関係業界誌等に掲載をいただいて、それをもとに応札をされるという制度でございます。町のほうからは一切業者のほうには通知は出しておりません。逆に出すということ自体が適法でないと考えております。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 学校教育課長。

○学校教育課長（薄井健一君） 今回、馬頭小学校大規模改修ということで以前にもお話ししましたが、改修の内容は統合、改修ということで、10分の5.5ということで補助率もあるということでお話をしました。

今回の改修については、あくまでも建築工事それから電気工事、機械工事そういった工事でございます、増改築等ということではございません。なお、クラスについても以前ちょっとお話ししましたが、現在15クラスということで、馬頭西小が統合になったとしてもクラスについては現在のところ変更はないということで、工事そのものが馬頭地区とか云々という種類のものではないものですから、その辺はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 学校教育課長のあれと聞き違えたか、郵便という話がちょっと出たもので、その入札の関係で総務課長のそういう答弁になったのかと思いますけれども、私は8社、そうすると公告して全てその8社でもって入札になったということで理解したいと思えます。

ちょっと、じゃ郵便ということで説明をちょっと学校教育課長でいきたいと思えます。

○議長（塚田秀知君） 総務課長。

○総務課長（橋本民夫君） 入札の関係の実施の方法ですので、私のほうからお答えいたします。

郵便による入札ということで、馬頭郵便局局留めの入札書を提出をいただいているという意味でございます。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 馬頭小学校校舎大規模改修工事（管理棟・普通教室棟）請負契約の締結については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第8、議案第5号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

栃木県後期高齢者医療広域連合の議員定数は各市町の人口に応じて定めており、今後栃木県内の人口が減少することにより、議員定数が減り続けることが予想されます。一方で、75歳以上の人口は年々増加しており、後期高齢者医療制度の運営主体としての広域連合及び広域連合議会の重要性は増すものと考えられます。そのため、議員定数を維持するために、市町ごとに議員数を規定するよう栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第291条の11の規定により議案を提出するものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（塚田秀知君） 住民課長。

○住民課長（薄井桂子君） 補足説明を申し上げます。

議案書をごらんください。

今回の改正は議員定数を人口割りから市町ごとに定数を定めるもので、宇都宮市3人、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、那須塩原市は各2人、それ以外の市町について各1人とするものです。

なお、この規約の変更による那珂川町の選出議員数につきましては、変更前と同じ1人です。

附則は施行期日を知事の許可の日とするものです。

以上で、栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての補足説明を終わります。

○議長（塚田秀知君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更については原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

なお、再開に先立ち一言申し上げます。

質疑に当たっては簡潔明瞭な質疑をお願いしたいと思います。

---

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第9、発委第1号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会改革特別委員長。

〔議会改革特別委員長 川上要一君登壇〕

○議会改革特別委員長（川上要一君） ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

平成26年6月に現議員を委員とする議会改革特別委員会が設置されまして、第3期議会改革として、既に制定した議員政治倫理条例のほか、議員定数や議員報酬、政務活動費の検討を調査、研究項目としております。

議員定数については、減することを前提とすることなく、現在の定数15名が適当なのかどうかも含めて、議会改革特別委員会の中で全委員で議論をしながら検討してまいりました。委員からは、現状維持の15名とする意見や12名とする意見も出されました。現状維持の理由としては、地域の声が反映されにくくなるといった意見のほか、人口をもとに議員数を考えるだけでなく、町の面積も考慮すべきであるという意見もございました。

町民のさまざまな声、意見も参考にいたしまして、委員全員の意見を伺った上で検討、協議をいたしまして、全国同規模の町議会の平均議員定数が13名から14名であること、現状として2名欠員の13名で議会運営上大きな支障を来していないこと。また、人口減少が進む中、町の人口ビジョンに照らし合わせると、議員1人当たりの人口が、現在は現行定数15名でおおよそ1,100人余り、現在の13名ではおおよそ1,300人余りですが、議員定数を13名とした場合では15年後には1,000人を切ることが推定されることとなります。こういった



理由から、現行定数の15名から2名を減して13名とすることに決したものであります。

条例改正の内容は、本条例中15名を13名に改めるものであり、次期選挙、すなわち来年4月の町議会議員選挙から適用するものであります。

議員各位の賛同を賜りまして、議決くださいますようお願いを申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は先に本案に対する反対討論を許します。

5番、大森富夫君。

○5番（大森富夫君） 本案に反対する立場から討論を行います。

私は、初めからこの議会改革特別委員会におきましては、全町民にかかわる議員との関係、議会との関係を鑑みて、全会一致を求めてきました。ですから、賛成するなら全会一致ということで発委として出されるということならば、発委に賛成するということで反対討論はしないということになるわけですが、この発委に至るまでにおいては、多数の、具体的に言えば、8対5、5が全て反対ということではないんですけれども、人数的には8対5というような関係で発委に至ってきているわけです。

したがって、私の全会一致ということに反するという事になっているのが現実であります。また、この15から13にするということにつきましては、先ほどの委員長の趣旨説明の中にも含まれておりましたけれども、町民の皆さんの多様な意見、これが反映されるようなそういう議会でなくてはならないという、私はこの定数を定めることにおいては、できるだけそういう意見が議会に出てくるようにならなければならないというふうに思っております。

したがって、現在の人口から見ましても15名でありますけれども、この15名がそういう状況を鑑みても多過ぎるということはないというふうに思います。私は、その人口から見ますと1人の議員が1,000人ぐらいを、人口に当たりますと1,000人ぐらいは引き受けてもいいかという、そういうことに鑑みれば、那珂川町の人口が今1万6,000弱、1万六千数百名

という、そういうことで出ておりますから、そういうことで言うと16名から17名というふうに鑑みれば、現状の15名というのは決して多い議員ではないということで、現状維持を主張してきました。

その上で定数……。

○議長（塚田秀知君） 大森富夫君に申し上げます。

簡潔明瞭をお願いします。

○5番（大森富夫君） 反対討論の中でいいんだと思うんですけども、一つ一つ言ってんですから。

それで、できるだけまとめますけれども。

そういうことで、15から13ということでは、私は現在の当町の議員定数を定めるにはふさわしくないというふうに感じておりますので、この発委に対しては反対をいたします。

以上、討論といたします。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

阿久津武之君。

○10番（阿久津武之君） 賛成の立場から討論いたします。

議会改革特別委員会において、慎重に審議いたしました。その中で将来の人口減も含めた中で、13名にしようということになりました。現在も13名の議員で議会活動を行っておりますが、何の支障もなく行われているのも鑑みまして、13名にするのが当然かなと思います。また、行政区長会からの陳情もありましたとおり、この町民の代表の行政区長の意見も十分参考にして、やるべきというように考えております。

そんなわけで、13名にする案に対して賛成といたします。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はございませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私は、反対の立場から討論させていただきます。

議員定数を削減するという事は、先ほど大森議員も言われましたが、町民の代弁者としての議会の各議員の果たす役割がそれだけ薄れるということになると思います。私の周りでは議員定数削減しろという声もありますけれども、むしろ削減しないでもっともっと頑張ってもらいたい、一人一人の議員に町民の声を伝えてもらいたい、いう声が圧倒的です。むしろ、現状維持するべきだという声が圧倒的に強い人が多いです。

そういう中で議会としても議会基本条例とかそういうことをやってきたわけですね。そし

て議会の報告会なんかもやってきました。そういう一定の努力というんですか、やってきて、それは認められていると思いますが、議員個人個人のもう少し頑張ってもらいたいという声が圧倒的に多いと思います。

そういう中で議会みずから議員定数を削減するというのは、町民の声をそれだけ無視するということにつながると思います。そういう点では議会としての自殺行為になると思います。そういう点で私はこの議案には反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第10、発委第2号 議員の派遣についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

[議会運営委員長 川上要一君登壇]

○議会運営委員長（川上要一君） ただいま提案になりました発委第2号 議員の派遣について提案の趣旨説明を申し上げます。

当町議会の行政調査として、移住定住推進の取り組みに関する調査視察及び議会活性化の取り組みに関する調査視察を行うため、当町の友好都市であります秋田県美郷町への全議員の派遣について提案するものであります。

議員各位の賛同も賜りまして議決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。提案

の趣旨説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 議員の派遣については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第11、請願第1号 馬頭処分場への放射性廃棄物の搬入反対決議に関する請願についてを議題といたします。

この件に関しましては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 請願第1号 馬頭処分場への放射性廃棄物の搬入反対決議に関する請願書について、教育民生常任委員会の審査結果について報告いたします。

当請願についての採択については、6月6日に委員会を開会し、紹介議員及び所管課長並びに請願人から説明や意見をいただき、慎重に審査いたしました。

この請願は、5月24日、那珂川町の未来を考える会共同代表、深澤和郎氏及び小森文夫氏から提出されたものであり、紹介議員は川上要一議員と大金市美議員の2名であります。

請願の内容は、馬頭処分場に原発事故由来の放射性廃棄物が搬入されるのではないかと、多くの町民が不安を抱いていることから、馬頭処分場への放射性廃棄物搬入に対する反対決議を求めるというものであります。

審査した結果、当請願で言わんとする放射性廃棄物とは放射性物質に汚染された廃棄物、つまり放射性物質汚染廃棄物のことであり、産業廃棄物県営最終処分場、いわゆる馬頭処分場への放射性物質汚染廃棄物の搬入問題については、町民不安の解消、風評被害の未然防止、安全安心な暮らしのために、本請願の趣旨は賛同でき得るものであり、その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は委員会での審査の経過と結果に対しての質疑のみを許可します。

質疑はありませんか。

8番、岩村文郎君。

○8番（岩村文郎君） 確認の意味でちょっと質問したいと思います。

皆さんご存じのように、北沢に不法投棄された産業廃棄物についても、福島原発事故以来、指定廃棄物までは至りませんが、少なからずその影響を受けていると思います。そういった類いの物についても受け入れないということの決議でしょうかとお聞きしたいと思います。

○議長（塚田秀知君） 教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長（益子明美君） 本請願に関する議論の中では、北沢不法投棄廃棄物に関する問題は議論の対象とされませんでした。

ですので、岩村文郎議員の質問には何ら議論されていないので、お答えのしようがありません。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 岩村文郎君。

○8番（岩村文郎君） 皆さんご存じのように、この馬頭処分場の建設に当たっては、北沢の不法投棄物対策ということで県のほうに設置のお願いをした経緯がございます。今後もし何

かの経緯で北沢の不法投棄物が処理できないということになったら大変なことになるというふうには私は危惧をしております。

そういうことで、今後そういう搬入に関してはいろんな情報を密にして、執行部から、また我々議員も協力していかなくちゃならないふうに考えております。そういうことで今後の議論をお願いをして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（塚田秀知君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

請願第1号 馬頭処分場への放射性廃棄物の搬入反対決議に関する請願に対する委員長の報告は採択であります。この請願を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

### ◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） ただいま、教育民生常任委員長から、発委第3号 馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議

題とすることに決定しました。

議案を配付します。

〔議案配付〕

---

### ◎発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 追加日程第1、発委第3号 馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議についてを議題といたします。

本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることにいたします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） ただいま提案になりました追加日程第1、発委第3号 馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は、先ほど採択されました馬頭処分場への放射性廃棄物の搬入反対決議に関する請願書に基づき、決議を提出いたしたく、提案するものであります。

決議の内容を読み上げます。

産業廃棄物県営最終処分場、馬頭処分場は小口北沢地区の不法投棄物撤去のため、平成12年、当時の馬頭町長が苦渋の決断の末に県に要請した結果であり、議会としても平成22年12月に県営最終処分場建設及び地域振興の推進に関する決議を行った。

しかしながら、平成23年3月に発生した東日本大震災によって、東京電力福島原子力発電所事故による放射性物質に汚染された廃棄物問題が発生し、その影響で放射性物質に汚染された廃棄物の搬入に対する不安、懸念が新たに浮上してきた。

議会においては、それまでは不法投棄物から生じる汚染物質流出に対する方策が問題視されてきたが、現在では放射性物質に汚染された廃棄物に対する搬入阻止、対策に視点が移り、町長に明言を求めてきた。

町民の間には、目に見えない想像しがたいものに対する大きな不安が沸き起こっている。

町は、町民の不安解消、風評被害の未然防止、安全安心な暮らしの確保のため、県との十分な協議、連携のもと、馬頭処分場に放射性物質に汚染された廃棄物を搬入させない対策を講じるべきである。

以上、決議する。

平成29年6月8日、栃木県那珂川町議会。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第3号 馬頭処分場への放射性物質に汚染された廃棄物の搬入反対決議については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎陳情第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 日程第12、陳情第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情についてを議題といたします。

この件に関しては、今期定例会において教育民生常任委員会に審査を付託いたしましたが、委員会での審査が終了しましたので、教育民生常任委員長より審査結果の報告を求めます。

教育民生常任委員長。



〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） 陳情第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求め  
る意見書提出に関する陳情について、教育民生常任委員会の審査結果についてご報告いたし  
ます。

当陳情についての採択については、6月6日に委員会を開催し慎重に審査いたしました。  
この陳情は、3月21日に「青少年健全育成基本法の制定を求める栃木県民の会」代表から提  
出されたものであります。

陳情の内容は、今日の社会環境は青少年の健全育成を阻害し、深刻な事態をもたらしてい  
るので、青少年の健全育成に対する理念や方針などを明確にし、有害環境から青少年を守り、  
一貫性のある包括的、体系的な法整備のため、家庭の価値を基本理念に据えた基本法の制定  
が必要であるということで、意見書を関係機関に提出していただきたいというものでありま  
す。

審査した結果、青少年の健全育成に対する基本理念や方針などを明確にし、国や地方公共  
団体、事業者、保護者等の責務を明らかにするものとして、一貫性のある包括的かつ体系的  
な法整備により、有害環境から青少年を守るために本陳情の趣旨は賛同でき得るものであり、  
その必要性を認め、採択すべきものと決定いたしました。

以上、教育民生常任委員会の審査結果の報告といたします。

○議長（塚田秀知君） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑は委員会での審査の経過と結果に対しての質疑のみを許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私も教育民生常任委員会の委員で一人ではありますが、このあれには、  
陳情には反対をした立場でありますので、ここでも反対をさせていただきます。

というのは、確かに言っていることは青少年の今のいろんな問題に対して法的な処置をと  
いうんですが、これは国会でも2度ほど否決されている問題であります。というのは、表現

の自由ともかかわってきます。そういう点で、犯罪が立証されない、国会で今参議院のあれとは直接関係ないにしても、この法律ができることによって、法制定されることによって、警察が子供が犯罪起こさなくても非行とかそういう問題で家庭に入ってくる、また表現のいろいろ制約を受けるという可能性があると思います。そういう点で十人十色で多種多様な意見があったり考えがあつていいと思います。それをひとまとめにしてくくって制約するというのは、個人の尊厳やそういう問題にもかかわってくると思います。そういう点で私は反対を表明したいと思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） 続いて、本陳情に対する賛成討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（塚田秀知君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

陳情第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情に対する委員長報告は採択であります。この陳情を委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長（塚田秀知君） 異議ありますので、起立により採決いたします。

賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（塚田秀知君） ちょっと休憩。

休憩 午前11時39分

再開 午前11時39分

○議長（塚田秀知君） 再開いたします。

陳情第1号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情に対する委員長報告は採択であります。この陳情を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎日程の追加

○議長（塚田秀知君） ただいま、教育民生常任委員長から、発委第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出についてが提出されました。

お諮りいたします。

発委第4号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定しました。

議案を配付します。

〔議案配付〕

---

◎発委第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（塚田秀知君） 追加日程第2、発委第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、この際議案の朗読を省略し、直ちに提出者の提案の趣旨説明を求めることにいたします。

提案の趣旨説明を求めます。

教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 益子明美君登壇〕

○教育民生常任委員長（益子明美君） ただいま提案になりました追加日程第2、発委第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出について、提案の趣旨説明を申し上げます。

本件は先ほど採択されました「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する陳情に基づき、その趣旨を受けて衆議院議長以下9名に意見書を提出いたしたく、提案するものであります。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（塚田秀知君） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

4番、益子輝夫君。

○4番（益子輝夫君） 私は、これを提出に当たって反対する立場で討論をしたいと思います。

先ほども述べましたが、青少年の問題というのは今深刻な問題です。それは必ず大人がかかわり、または地域社会が絡んでいることだというふうに思います。そういう点で、法的にこれを制約するといっても、こういうのがなくなるという保障はどこにもないと思います。それどころか、これによって表現の自由や、あるいは個人の思想・信条の自由にまで脅かされ、まして発達盛りの少年期に大事ないろいろなことを体験することが必要だと思います。だからといってももちろん過ちを犯しながら立ち直っていく若い子供たちもいるわけですから、そういう点ではやっぱり法的にそれを規制するんじゃなくて、むしろ大人社会がモラルを持ってちゃんと対応していかないと、こういうのはなくなるんじゃないかなど。幾ら法的にやってもこれは何回も今までもやられてきたことですから、現状に商業主義とか、そういうのに乗っかってやられている面が多いと思います。

そういう点では、子供さんの健やかな成長を願うという点では、法的な規制よりもむしろ大人社会が地域ともどももっとモラルを高めていくべきものだと考えます。法的なあれは、規制はする必要がないというふうに私は思います。

以上です。

○議長（塚田秀知君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚田秀知君） 討論は終わりました。

採決を行います。

発委第4号 「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書の提出については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（塚田秀知君） 起立多数と認めます。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（塚田秀知君） 以上で、今期の定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて、平成29年第2回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時46分